

自衛隊法（昭和29年法律第165号）を実施するため、及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第102条の7において準用する同令第102条及び自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第99条の規定に基づき、即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令を次のように定める。

平成10年1月30日

防衛庁長官 久間 章生

即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令

改正	平成12年3月31日庁訓第48号	令和2年12月28日省訓第67号
	平成14年3月18日庁訓第4号	令和5年3月30日省訓第19号
	平成18年7月28日庁訓第83号	令和6年8月7日省訓第284号
	平成19年1月5日庁訓第1号	
	平成20年7月8日省訓第43号	
	平成20年9月30日省訓第51号	
	平成22年6月30日省訓第29号	
	平成23年4月1日省訓第16号	
	平成25年3月22日省訓第15号	
	平成26年8月7日省訓第50号	
	平成29年5月12日省訓第36号	
	平成30年9月27日省訓令42号	
	平成31年3月29日省訓第18号	
	令和元年6月20日省訓第8号	
	令和元年7月23日省訓第18号	
	令和2年3月11日省訓第7号	

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 任免等（第3条—第12条）
- 第3章 服務、服装、敬礼等（第13条—第23条の3）
- 第4章 届出（第24条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、即応予備自衛官の任免、服務、服装、諸届出の要領等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部隊等の長の責務)

第2条 部隊等の長は、即応予備自衛官制度の趣旨及び重要性にかんがみ、常時その趣旨の普及徹底を図り、優秀な即応予備自衛官志願者又は即応予備自衛官の継続志願者を確保するように努めなければならない。

2 地方協力本部長は、自衛官を退職した者の退職後の状況の把握に努めるほか、各種団体、退職者の勤務する職場の雇用主等に対し、制度の趣旨及び概要を紹介して協力を求めるものとする。

第2章 任免等

(志願手続)

第3条 即応予備自衛官を志願する者は、即応予備自衛官志願票（別記様式第1）をその者の現住所（現に自衛官であって退職に際し即応予備自衛官を志願する者（以下「自衛官である志願者」という。）にあつては、退職後に居住することとなる住所。第4項において同じ。）の属する市区町村の区域を担当区域とする地方協力本部長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、自衛官である志願者は、あらかじめその所属する部隊等の長に対して、現に予備自衛官であって退職に際し即応予備自衛官を志願する者（以下「予備自衛官である志願者」という。）は、訓練招集出頭時に当該訓練を担当する部隊等の長に対して、それぞれ即応予備自衛官志願票を提出することができる。

3 前項の規定により予備自衛官である志願者から即応予備自衛官志願票の提出を受けた部隊等の長は、当該予備自衛官の現住所の属する市区町村の区域を担当区域とする地方協力本部長に対して、即応予備自衛官志願票を送付しなければならない。

4 第1項の規定により即応予備自衛官志願票の提出を受け、又は前項の規定により即応予備自衛官志願票の送付を受けた地方協力本部長は、当該自衛官又は予備自衛官の現住所の属する都道府県の区域を警備区域とする方面総監（次項において「担当方面総監」という。）に送付しなければならない。この場合において、即応予備自衛官志願票を提出した者が自衛官である志願者である場合にあつては、その所属する部隊等の長に自衛官離職者身上書（別記様式第2）の作成及び送付を求め、即応予備自衛官志願票を提出した者が予備自衛官である志願者である場合にあつては、予備自衛官離職者身上書（別記様式第3）を作成し、それぞれ即応予備自衛官志願票に添付するものとする。

る。

- 5 第2項の規定により自衛官である志願者から即応予備自衛官志願票の提出を受けた部隊等の長は、自衛官離職者身上書を作成し、即応予備自衛官志願票とともに担当方面総監に送付しなければならない。

第4条 継続任用を志願する即応予備自衛官は、継続任用志願票（別記様式第4）をその任用期間の満了日の2月前までに、当該即応予備自衛官について自衛隊法（昭和29年法律第165号。別記様式第1及び別記様式第4を除き、以下「法」という。）第75条の3の規定により指定されている陸上自衛隊の部隊（以下「指定部隊」という。）の長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定部隊以外の部隊等に訓練招集により出頭した即応予備自衛官は、継続任用志願票を当該部隊等の長に提出することができる。

- 3 前項の規定により、継続任用志願票を受理した部隊等の長は、当該継続任用志願票を指定部隊の長に送付しなければならない。

第5条 即応予備自衛官が法第75条の4第3項の規定により自衛官となっている場合における継続任用の志願は、継続任用志願票をその所属する部隊等の長に提出して行うものとする。

- 2 前項の規定により継続任用志願票を受理した部隊等の長は、意見を付し、速やかに当該自衛官の任免権者に送付しなければならない。

（選考）

第6条 即応予備自衛官の採用のための選考は、即応予備自衛官志願票、自衛官離職者身上書、予備自衛官離職者身上書等の資料に基づいて行う。ただし、必要があると認める者については、口述試験をあわせて行うものとする。

- 2 即応予備自衛官の継続任用の選考は、継続任用志願票、即応予備自衛官としての人事評価（第9条第1項の規定による人事評価をいう。）の結果又はその他の能力の実証に基づく勤務成績（法第75条の4第3項の規定により自衛官となって勤務したときの人事評価（人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）第4条第1項の規定による人事評価をいう。次条第6号において同じ。）の結果又はその他の能力の実証に基づく勤務成績を含む。）等の資料に基づいて行うものとする。

（任用の基準）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、即応予備自衛官に任用してはならない。

- (1) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第21条第1項の規定により採用された自衛官であつた者で、自衛官としての勤務期間が1年に満たないもの（自衛官候補生から引き続き

自衛官となった者にあつては、当該自衛官候補生としての勤務期間と自衛官としての勤務期間とを通算した期間が1年に満たないもの)

- (2) 現に常勤の隊員、法第41条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員、予備自衛官又は予備自衛官補である者
- (3) 規則第27条に規定する身体検査の基準に該当しない者
- (4) 継続任用の際に、陸士長又は1等陸士の階級を指定することとなる即応予備自衛官にあつては、体育訓練の種目等に関する訓令（昭和33年陸上自衛隊訓令第82号）第3条に規定する体力測定の結果が、陸上幕僚長が定める基準に達しない者
- (5) 自衛官であったときの人事評価の結果又はその他の能力の実証に基づく勤務成績が不良であった者
- (6) その他即応予備自衛官としてその職務に必要な適格性を欠く者
(防衛大臣の定める任用期間)

第7条の2 法第75条の8において準用する法第68条第2項に規定する防衛大臣が別に定める期間は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）別表第9に定める階級に応じた年齢に達する日までの期間とする。
(職種等の指定)

第8条 即応予備自衛官に対しては、陸上幕僚長の定めるところにより、職種又は特技区分の指定を行う。
(人事評価)

第9条 即応予備自衛官の人事評価は、評価期間（当該即応予備自衛官の採用の日又は法第75条の8において準用する法第68条第2項の規定により任用された日から起算して1年を経過するごとに、その1年の期間をいう。以下同じ。）において現実に当該即応予備自衛官が訓練招集中にとった行動を、法第75条の4第3項の規定により自衛官となって勤務したときにおいて求められる能力の類型を示す項目（以下この項及び第3項において「評価項目」という。）として陸上幕僚長の定める評価項目ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動として評価項目に定める行動に照らして、当該即応予備自衛官が発揮した能力の程度を評価すること（以下「人事評価」という。）により行うものとする。

2 即応予備自衛官の人事評価を実施する者（以下「実施権者」という。）は、訓練招集中の即応予備自衛官の訓練を担当する部隊等（以下「訓練実施部隊等」という。）の長とする。

3 人事評価に当たっては評価項目ごとに、評価の結果を表示する別表に定める記号（以下「個別評語」という。）を付すほか、当該人事評価の結果を総括的に表示する同表に定める記号（以下「全体評語」という。）を付すもの

とする。この場合において、第1項の発揮した能力の程度が通常のものとするときは、個別評語及び全体評語のうち中位の段階の記号を付すものとし、個別評語及び全体評語を付すに当たっては、その付した理由その他参考となるべき事項を記載するように努めるものとする。

第9条の2 実施権者は、訓練実施部隊等に所属する3等陸尉以上の自衛官の中から適任と認められる者を評価者として指定するものとし、当該評価者は、訓練招集中の即応予備自衛官が評価期間におけるその訓練招集の末日（以下この項及び次項において「評価期間終了日」という。）の翌日から起算して15日以内に、当該即応予備自衛官について、個別評語及び評価者としての全体評語を付すことにより評価を行うものとする。ただし、次項に規定する再評価については、評価期間終了日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。

2 実施権者は、評価期間終了日の翌日から起算して30日以内に、評価者による評価について審査を行い、適当でないと認める場合には評価者に再評価を行わせた上で、人事評価が適当である旨の確認を行うものとする。

3 実施権者は、評価者に対し訓練招集中にとった即応予備自衛官の行動に関する情報提供を行う者として補助者を指定することができる。

第9条の3 人事評価の記録は、即応予備自衛官ごとに陸上幕僚長の定める人事評価記録書（以下この条及び次条第1項において「記録書」という。）として作成しなければならない。

2 記録書は、前条第2項の規定による確認が行われた後は、事務上の誤りがあった場合を除き、修正を行ってはならない。

3 実施権者は、前条第2項の規定による確認を行った記録書を、確認を行った日の翌日から起算して7日以内に指定部隊の長に送付するものとする。ただし、実施権者と指定部隊の長とが同一の者であるときは、この限りでない。

4 指定部隊の長は、前条第2項の規定による確認が行われた日の翌日から起算して5年を経過するまでの間、記録書を保管するものとする。

5 記録書は、公開しない。

第9条の4 指定部隊の長は、前条第3項の規定により記録書の送付を受けたとき（実施権者と指定部隊の長とが同一の者であるときは、第9条の2第2項の規定により確認が行われた後）は、人事評価の全体評語が中位より下である即応予備自衛官に対し当該全体評語を開示し、当該即応予備自衛官にその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

2 指定部隊の長を指揮監督する方面総監が指定する者（以下「苦情対応者」という。）は、前項の規定により即応予備自衛官に開示された全体評語に関する当該即応予備自衛官の苦情について、別紙に定める苦情対応要領（第5

項において単に「苦情対応要領」という。)により、適切に対応するものとする。

- 3 苦情対応者は、前項の規定による苦情に適切に対応するため、苦情相談員の指定並びに苦情処理窓口及び審理機関を設置しなければならない。
- 4 苦情対応者は、即応予備自衛官に対し、前項の規定により指定された苦情相談員並びに設置された苦情処理窓口及び審理機関について周知するものとする。
- 5 苦情対応要領による苦情処理において第1項の規定により開示された全体評語が適当でないと判断された場合には、実施権者は、再び、評価者に第9条の2第1項(ただし書を除く。)の評価を行わせ、同条第2項の確認及び前条第3項の送付を行うものとする。この場合において、評価者にあつては速やかに評価を行い、実施権者にあつては遅滞なく確認及び送付を行うものとする。
- 6 即応予備自衛官は、開示された全体評語に関する苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。
- 7 即応予備自衛官に開示された全体評語に関する苦情への対応に関わった隊員は、苦情の申出のあった事実及び当該苦情の内容その他苦情への対応に関し職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

第9条の5 第9条から前条までに規定するもののほか、即応予備自衛官の人事評価に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

(昇進)

第10条 任命権者は、次の各号に掲げる階級を指定されている即応予備自衛官の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす即応予備自衛官のうち、適任と認められる者を1階級昇進させることができる。

(1) 3等陸尉以下陸士長以上の階級を指定されている即応予備自衛官 次に掲げる要件

ア 昇進させようとする日(次号ア及び第3項において「昇進日」という。)の属する年度の前年度以前における直近の連続した2回の人事評価の全体評語が中位より上又は中位の段階であること。

イ 階級を指定されている期間(次号イ及び次項において「現階級指定期間」という。)において、通算して90日以上(イ)の訓練を受けていること。

(2) 1等陸士の階級を指定されている即応予備自衛官 次に掲げる要件

ア 昇進日以前における直近の人事評価の全体評語が中位より上又は中位の段階であること。

イ 現階級指定期間において、通算して30日以上(イ)の訓練を受けていること。

2 任命権者は、前項の規定により昇進させることができる即応予備自衛官の

うち、法第75条の4第3項の規定により自衛官となって勤務したことがある者については、当該者が現階級指定期間において自衛官であったときの人事評価の結果又はその他の能力の実証に基づく勤務成績を考慮した上で、昇進させるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、即応予備自衛官で予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第1号）第10条第3項各号に掲げる特殊又は高度の技術及び知識を習得し、かつ、昇進日以前における直近の人事評価の全体評語が中位より上又は中位の段階であるものは、上位の階級に昇進させることができる。

4 陸上幕僚長は、自衛官との均衡を考慮して、第1項及び前項の規定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（退職）

第11条 即応予備自衛官の退職の手續については、自衛官の例による。

（免職）

第12条 即応予備自衛官が次の各号のいずれかに該当し即応予備自衛官として引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合には、これを免職することができる。

(1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくないとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠くとき。

(4) 定員の改廃又は予算の減少により、過員を生じたとき。

(5) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(6) 即応予備自衛官たるにふさわしくない行為のあったとき。

(7) 常勤の隊員、法第41条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員又は予備自衛官となるとき。

(8) その他法及びこれに基づく命令に違反したとき。

2 任命権者は、前項第1号に掲げる事由により即応予備自衛官を免職しようとするときは、あらかじめ、即応予備自衛官の現住所の属する市区町村の区域を担当区域とする地方協力本部長に対し意見を聴くものとする。

第3章 服務、服装、敬礼等

（服務の宣誓）

第13条 即応予備自衛官の服務の宣誓は、規則第41条の2の規定により署名した宣誓書を指定部隊の長に送付することにより行うものとする。

(服務)

第14条 訓練招集中の即応予備自衛官の服務は、次条から第19条までに定めるもののほか、自衛官の例による。

(居住場所)

第15条 訓練招集中の即応予備自衛官は、訓練実施部隊等の長の指定する営舎その他の施設内に居住しなければならない。

(勤務時間)

第16条 訓練招集中の即応予備自衛官の勤務時間は、訓練実施部隊等の日課によるものとし、日曜日及び土曜日にあっても平日どおりの日課とするほか、自衛官の勤務時間に準ずる。

(外出)

第17条 訓練招集中の即応予備自衛官の外出は、陸上幕僚長の定めるところによるほか、営舎内に居住する自衛官の例による。

(休暇)

第18条 訓練招集中の即応予備自衛官が、次の各号のいずれかに該当するとき、当該各号に定める期間の休暇を与えるものとする。

- (1) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合において、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合において、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により指定の日時及び場所に出頭することが著しく困難であると認められるときその他訓練実施部隊等の長が特に必要と認めるとき 必要と認められる期間

2 前項の休暇については、訓練実施部隊等の長の承認を受けなければならない。

(呼称の乱用の禁止)

第19条 即応予備自衛官は、法第75条の8において準用する法第69条の2第1項の規定に基づき呼称を用いるに当たっては、営利を図る目的等のために呼称を乱用することにより、いやしくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するような行為をしてはならない。

(服装)

第20条 即応予備自衛官は、法第75条の8において準用する法第69条の2第2

項及び第3項の規定に基づき制服を着用する場合には、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）の定めるところに準じて各種の服装をするものとする。

2 前項の規定による服装のうち、自衛官であった者のき章等の着用については、人事教育局長の定めるところによる。

（防衛大臣の定める行事）

第21条 法第75条の8において準用する法第69条の2第3項第2号に規定する防衛大臣の定める行事は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 冠婚葬祭の行事

(2) その他防衛大臣が特に指定する行事

（敬礼）

第22条 法第75条の8において準用する法第69条の2第2項及び第3項の規定に基づき制服を着用した即応予備自衛官は、自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号）の定めるところにより敬礼を行うものとする。

（防衛功労章及び部隊功績貢献章の着用）

第23条 表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第30条の規定は、即応予備自衛官の規則第6条第1項に規定する防衛功労章及び同項に規定する部隊功績貢献章の着用について準用する。

（防衛記念章の着用）

第23条の2 即応予備自衛官は、自らの経歴を記念する防衛記念章（自衛官としての勤務期間に着用していたもの及び予備自衛官としての任用期間に着用していたものを含む。）を着用することができる。

2 前項の防衛記念章の着用要領については、防衛記念章の制式等に関する訓令（昭和56年防衛庁訓令第43号）第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。

（予備自衛官勤続記念き章の着用）

第23条の3 即応予備自衛官のうち、予備自衛官であった者については、自らの訓練招集に応じて出頭を重ねたことを記念する予備自衛官勤続記念き章を着用することができる。

2 前項の予備自衛官勤続記念き章の着用については、予備自衛官の任免、職務、服装等に関する訓令第19条の9の規定を準用する。

第4章 届出

（届出）

第24条 法第75条の8において準用する法第74条及び令第102条の8において準用する令第98条から第101条までの規定による届出その他の事項の届出は、

次の表の区分による書式により、届出事由の発生後、即応予備自衛官の現住所の属する市区町村の区域を担当区域とする地方協力本部長に対し令第102条の8において準用する令第102条に規定する方法により速やかに行うものとする。ただし、当該即応予備自衛官の現住所の属する市区町村を担当区域とする地方協力本部長以外の地方協力本部長に行うことを妨げない。

住所変更届	別記様式第5
長期休養（心身障害）届	別記様式第6
招集連絡人指定（変更）届	別記様式第7
招集連絡人指定同意書	別記様式第8
死亡（所在不明）届	別記様式第9
欠格事由該当届	別記様式第10
長期不在届	別記様式第11
改氏名届	別記様式第12

- 2 前項の届出を受領した地方協力本部長は、その都度速やかに当該届出を指定部隊の長に送付するものとする。

附 則

この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成12年3月31日防衛庁訓令第48号）

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に存するこの訓令による改正前の2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令別紙第1、自衛隊貸費学生規則別表第1、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令別記様式第1、即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令別記様式第1については、当分の間、所要の修正を加えた上で使用することができる。

附 則（平成14年3月18日防衛庁訓令第4号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日防衛庁訓令第83号）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
（様式の内紙に関する経過措置）
- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成20年7月8日防衛省訓令第43号）

この訓令は、平成20年7月8日から施行する。

附 則（平成20年9月30日防衛省訓令第51号）

この訓令は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成25年3月22日防衛省訓令第15号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月7日防衛省訓令第50号）

この訓令は、平成26年8月7日から施行する。

附 則（平成29年5月12日防衛省訓令第36号）

- 1 この訓令は、平成29年5月30日から施行する。
（即応予備自衛官の昇進に関する経過措置）
- 3 当分の間、この訓令による改正後の即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令第1条第1項第1号アに規定する直近の連続した2回の人事評価の全体評語、同項第2号アに規定する直近の人事評価の全体評語又は同条第3項に規定する直近の人事評価の全体評語がない即応予備自衛官の昇進については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日防衛省訓令第18号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日防衛省訓令第8号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和元年7月23日防衛省訓令第18号）

この訓令は、令和元年9月14日から施行する。

附 則（令和2年3月11日防衛省訓令第7号）

この訓令は、令和2年3月11日から施行する。

附 則（令和2年12月28日防衛省訓令第67号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月30日防衛省訓令第19号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月7日防衛省訓令第284号）

1 この訓令は、令和6年8月17日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙（第9条の4関係）

苦情対応要領

1 苦情相談

(1) 苦情相談員への申出

即応予備自衛官は、第9条の4第1項の規定により開示された全体評語について苦情がある場合には、当該全体評語の開示が行われた日から起算して7日を経過する日（その日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日に当たるときは、その翌日）までの間において、苦情相談員に、口頭、電話、電子メール等により相談することができる。

(2) 苦情相談員の対応

ア 苦情相談員は、苦情を申し出た即応予備自衛官の意向を確認した上で、必要に応じ、実施権者に確認を行い、その結果を当該即応予備自衛官に説明するなど適切に対応するものとする。

イ 苦情相談員は、即応予備自衛官が苦情相談の結果に対して納得することなく解決できなかった場合には、次項第1号アにおける開示された全体評語に関する苦情処理への申出期間に留意し、苦情処理の手続に移行できることを教示するものとする。

2 苦情処理

(1) 苦情処理窓口への申出

ア 即応予備自衛官は、第9条の4第1項の規定により開示された全体評語に関する苦情について、苦情処理窓口（付紙第1に定める苦情処理申出書（以下「申出書」という。）の様式に従い、苦情対応者に対し苦情処理を申し出ることができる。ただし、当該全体評語の開示が行われた日から起算して7日を経過する日（その日が行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日に当たるときは、その翌日）までに限り申し出ることができるものとする。

イ 第9条の4第1項の規定により開示された全体評語に関する苦情処理の申出は、当該全体評語に係る評価期間につき1回に限るものとし、即応予備自衛官が当該申出に係る苦情処理の審理結果に納得しない場合であっても、再度の申出は認められない。

ウ 申出書の提出は、直接苦情処理窓口（付紙第1）に持参するほか、郵便、電子メール、ファックス等を用いて苦情処理窓口（付紙第1）に送付する方法により行うものとする。

エ 苦情処理の申出は申し出る即応予備自衛官の意思に基づき、即応予備自衛官本人の名義により行うものとする。

オ 苦情処理を申し出る即応予備自衛官は、苦情処理窓口が事実調査のために行う聴き取りにその指名する者（以下「参考人」という。）の同席を求めると及び参考人に対する聴き取りを行うことを求めることができる。

(2) 苦情処理窓口の対応

ア 苦情処理窓口は、申出書の形式審査を行い、要件不備等の場合は苦情処理を申し出た即応予備自衛官に修正の指導等を行うものとする。

イ 苦情処理窓口は、苦情処理の申出を受理したときは、実施権者に通知するものとする。

- ウ 苦情処理窓口は、事実確認のため、苦情処理を申し出た即応予備自衛官のほか、当該即応予備自衛官の実施権者その他必要があると認める者からの聴き取りを行い、又は必要な書類収集等の事実調査を行うものとする。
 - エ 苦情処理窓口は、事実関係の確認のために必要があると判断する場合には、前号オの規定により求めに応じて参考人を同席させ、又は参考人から聴き取りを行うものとする。この場合において、苦情処理窓口は、参考人の同席人数及び発言の制限等を行うことができる。
 - オ ウ及びエの聴き取りは、面談、電話、電子メール等によるほか、苦情処理窓口の隊員が直接訪問して行うなど、最も適当と認める方法により行うものとする。
 - カ 苦情処理窓口が行う事実調査において隊員がこれに対応する場合には、当該事実調査を職務として取り扱うものとする。
 - キ 苦情処理窓口は、聴き取りの結果のほか、必要な書類等の収集・取りまとめを行い、事実調査に係る調書を作成して書面により審理機関に提出するものとする。
- (3) 審理機関における対応
- ア 審理機関は、苦情処理窓口から提出された調書等に基づき審理を行い、審理の結果を決裁するものとする。
 - イ 審理機関は、審理に当たって必要な場合には、関係者に対して意見書の提出を求めることができる。
 - ウ 審理機関は、審理の結果を文書により苦情対応者に対し提出するものとする。
 - エ 苦情対応者は、審理機関からの審理結果を付紙第2に定める苦情処理結果通知書の様式に従い、苦情処理を申し出た即応予備自衛官及び実施権者に通知するものとする。

付紙第1（別紙関係）

苦情処理申出書

令和 年 月 日

（苦情対応者）殿

申出人（氏名）

以下のとおり苦情を申し出ます。

- 1 申出人
住所・連絡先・指定部隊・指定階級
- 2 申出人の実施権者
実施権者 所属・職名・階級
氏 名
- 3 申出の内容

受付日：令和 年 月 日

受付者：所属・職名（官職名）・階級（職務の級）

氏 名

付紙第2（別紙関係）

苦情処理結果通知書

令和 年 月 日

申出人（住所・連絡先・指定部隊・指定階級・氏名）殿

実施権者（所属・職名・階級・氏名）殿

苦情対応者（階級（職務の級）・氏名）

令和 年 月 日付け申出のありました苦情については、審理機関における審理の結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

1 結果

2 理由

別表（第9条関係）

人事評価に係る評語の解説

1 全体評語

中位より上	S : 勤務したときにおいて求められる能力が、完全に備わっている状況である。
	A : 勤務したときにおいて求められる能力が、十分に備わっている状況である。
中位	B : 勤務したときにおいて求められる能力が、おおむね備わっている状況である。
中位より下	C : 勤務したときにおいて求められる能力が、ほとんど備わっていない状況である。
	D : 勤務したときにおいて求められる能力が、全く備わっていない状況である。

2 個別評語

s : 求められる行動が確実にとられていた。
a : 求められる行動が十分にとられていた。
b : 求められる行動がおおむねとられていた。
c : 求められる行動がほとんどとられていなかった。
d : 求められる行動が全くとられていなかった。

				宛先
ふりがな 氏名	男 女	認識番号		
		生年月日		
退職 時	階級	(.)		
	号俸	(.)		
	職種			
	特技	(主) [番号] (従) [番号]		
	資格免許			
	最終学歴			
勤務期間	年 月 日 ~ 年 月 日	計	年 月	
最終所属部隊	(駐屯地・基地)			
離職の理由				
勤務成績等	人事評価		勤務成績	
	能力評価		業績評価	
	<input type="checkbox"/> 卓越して優秀 <input type="checkbox"/> 非常に優秀 <input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> やや不十分 <input type="checkbox"/> 不十分		<input type="checkbox"/> 卓越して優秀 <input type="checkbox"/> 非常に優秀 <input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> やや不十分 <input type="checkbox"/> 不十分	
			<input type="checkbox"/> 非常に優れている。 <input type="checkbox"/> 優れている。 <input type="checkbox"/> 普通である。 <input type="checkbox"/> 劣っている。 <input type="checkbox"/> 非常に劣っている。	
	検定(測定)種目		検定(測定)結果 (実施日)	
	検定(測定)		(. .)	
	検定(測定)		(. .)	
	検定(測定)		(. .)	
	適格性		賞	罰
	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
身体の状況	入隊前の傷病歴	在職中の傷病歴	災害補償関係事項	
本籍				
退職後の住所	郵便番号 _____			
	電話番号 _____ 携帯電話 _____			
留守担当者の連絡先	郵便番号 _____ ふりがな氏名 (続柄:)			
	電話番号 _____			
退職後の予定就職先	郵便番号 _____ 就職先名 _____			
	電話番号 _____			
予備自衛官等 志願意志	<input type="checkbox"/> 即応予備自衛官に志願する意志があるとする。 <input type="checkbox"/> 予備自衛官に志願する意志があるとする。 <input type="checkbox"/> 志願しないと考える。(理由:)			
備考				
認 証	上記のとおり証明する。 年 月 日 職名 階級 氏名			

備考1: 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考2: 人事評価欄には、自衛官を離職する際の直近の能力評価及び業績評価の全体評価を記入し、人事評価の結果がない者にあつては、自衛官であったときの直近の能力の実証に基づく勤務成績を勤務成績欄に記入する。

別記様式第3 (第3条関係)

予備自衛官離職者身上書

				宛先							
ふりがな 氏名		男 ・ 女	認識番号								
			生年月日								
退 職 時	指定階級	(.)									
	指定職種										
	指定特技	(主)	[番号]	(従)	[番号]				
	資格免許										
	最終学歴										
任用期間		年	月	日	～	年	月	日	計	年	月
最終管理地本		(駐屯地・基地)									
離職の理由											
勤務成績等		人事評価			勤務成績						
		<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C			<input type="checkbox"/> 優れている。 <input type="checkbox"/> 普通である。 <input type="checkbox"/> 劣っている。						
		検定(測定)種目		検定(測定)結果 (実施日)							
		検定(測定)		(. .)							
		検定(測定)		(. .)							
		検定(測定)		(. .)							
		適格性		賞	罰	任用期間中の出頭状況等					
<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適											
身体状況		任用期間中の傷病歴			災害補償関係事項						
本籍											
現住所		郵便番号 _____									
		電話番号 _____			携帯電話 _____						
留守担当者の連絡先		郵便番号 _____			ふりがな 氏名 _____ (続柄:)						
		電話番号 _____									
就職先		郵便番号 _____			就職先名 _____						
		電話番号 _____									
即応予備自衛官 志願意志		<input type="checkbox"/> 即応予備自衛官に志願する意志があるとする。 <input type="checkbox"/> 即応予備自衛官に志願しないと考える。 (理由:)									
備考											
認 証	上記のとおり証明する。 年 月 日 職名 階級 氏名										

備考1: 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考2: 人事評価欄には、予備自衛官を離職する際の直近の人事評価の全体評語を記入し、人事評価の結果がない者にあつては、予備自衛官であつたときの直近の能力の実証に基づく勤務成績を勤務成績欄に記入する。

継 続 任 用 志 願 票

指 定 部 隊		前 回 任用年月日	
現 住 所		指定特技の 区 分	
指 定 職 種		生 年 月 日	
指 定 階 級		氏 名	

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第75条の8において準用する第68条第2項の規定により、任用期間満了後引き続き即応予備自衛官となることを志願します。

令和 年 月 日

氏名（自筆）

（任免権者） 殿

備考 志願者が数種の特技番号を指定されている場合には、それらを列記し主特技番号については（主）の符号を冠するものとする。

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

住 所 変 更 届

指定階級

指定部隊

氏 名

下記のとおり住所を変更したので、別紙証明書を添えて、届け出ます。

記

- 1 新 住 所
- 2 旧 住 所
- 3 変更年月日

令和 年 月 日

防衛大臣（気付先〇〇地方協力本部長）殿

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第6（第24条関係）

長 期 休 養 届
(心身障害)

住 所

指定階級

指定部隊

氏 名

私は、長期の休養を要するに至りました（心身障害の状態となりました）ので、別紙医師の証明書を添えて、届け出ます。

令和 年 月 日

防衛大臣（気付先〇〇地方協力本部長）殿

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第7（第24条関係）

招 集 連 絡 人 指 定（変 更） 届

住 所

指定階級

指定部隊

氏 名

下記の者を招集連絡人として指定したので、別紙同意書を添えて、届け出ます。

記

1 住 所

2 氏 名（年齢）

3 本人との関係

令和 年 月 日

防衛大臣（気付先〇〇地方協力本部長）殿

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

招集連絡人指定同意書

住 所

即応予備自衛官との関係

氏 名（年齢）

下記の即応予備自衛官の招集連絡人として指定されることに同意します。

記

1 住 所

2 指定階級

3 指定部隊

4 氏 名

令和 年 月 日

防衛大臣（気付先〇〇地方協力本部長）殿

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

死亡（所在不明）届

招集連絡人等住所

即応予備自衛官との関係

氏 名

下記の即応予備自衛官が死亡した（所在不明となりました）ので、別紙医師の証明書（警察署長の証明書）を添えて、届け出ます。

記

1 住 所

2 指定階級

3 指定部隊

4 氏 名

5 所在不明を認定するまでの経緯

令和 年 月 日

防衛大臣（気付先〇〇地方協力本部長）殿

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第10その1（第24条関係）

欠 格 事 由 該 当 届	
住 所	
指定階級	
指定部隊	
氏 名	
私は、下記のとおり欠落となりましたので、届け出ます。	
記	
1 欠 格 事 由	
2 欠格事由発生年月日	
	令和 年 月 日
防衛大臣（気付先〇〇地方協力本部長）殿	

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第10その2（第24条関係）

欠 格 事 由 該 当 届	
住 所	
即応予備自衛官との関係	
招集連絡人等 氏名（年齢）	
下記の即応予備自衛官は、下記のとおり欠落となりましたので届け出ます。	
記	
1 即応予備自衛官住所	
指 定 階 級	
指 定 部 隊	
氏 名	
2 欠 格 事 由	
3 欠格事由発生年月日	
	令和 年 月 日
防衛大臣（気付先〇〇地方協力本部長）殿	

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第11 (第24条関係)

長 期 不 在 届	
住 所	
指定階級	
指定部隊	
氏 名	
私は、下記のとおり長期間不在となりますので、届け出ます。	
記	
1 滞在先等	
2 不在となる期間	
3 不在間の連絡先	
〇〇地方協力本部長 殿	令和 年 月 日

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第12 (第24条関係)

改 氏 名 届	
住 所	
指定階級	
指定部隊	
氏 名	
下記のとおり氏名を変更したので、別紙戸籍抄本を添えて、届け出ます。	
記	
1 新 氏 名	
2 旧 氏 名	
3 変更年月日	
〇〇地方協力本部長 殿	令和 年 月 日

備考：用紙の大きさは、適宜とする。